

平成28年度 鴨川市いじめ問題対策調査会

平成28年12月14日（水）

鴨川市役所天津小湊支所2階会議室

1 開 会

2 教育長挨拶 野田 純 教育長

3 委嘱状の交付

4 各委員の紹介

5 鴨川市いじめ問題対策調査会について（説明：事務局）

6 会長及び副会長の選出

7 議 事

（1）鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告（事務局より）

（2）鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について（事務局より）

（3）その他

8 諸 連 絡

9 閉 会

平成28年度 鴨川市いじめ問題対策調査会 委員名簿

	分 野		氏 名 (敬称略)		備考
1	福 祉		武田 由美		
2	福 祉		石塚 則子		
3	医 療		黒野 隆		
4	人 権		嶋津 辰次郎		
5	心 理		富安 哲也		

報告

【鴨川市いじめ問題対策連絡協議会（11／29実施）】

1 概要について（詳細は別紙資料参照）

2 報告について（詳細は別紙資料参照。）

3 質疑について

- （1）「スクールカウンセラーの部屋や保健室などの配置について、相談しやすい体制づくりで配慮していることは」の質問があった。

回答として

- ・校舎のはじめに部屋を置いている。
 - ・外線からの直通電話があり、たより等で保護者に周知している。
 - ・保健室と職員室の間にスクールカウンセラーの部屋を置いている。
 - ・児童・生徒全員がスクールカウンセラーとの面談を実施した。
 - ・学校だよりでスクールカウンセラーの来校日を周知している。（相談窓口は養護教諭）
- ※周囲の目を気にして相談できないことのないような配慮をしていくことが大切。

- （2）「いじめ解消の具体例について、取組みを紹介できるものがあれば」との問いがあった。

回答として

- ・保護者からの相談に対して、誠意を持って、児童の気持ちを尊重しながらも迅速に対応した例
- ・国の「いじめ防止対策推進法」や「鴨川市いじめ防止対策推進条例」をわかりやすく解説した例 などがあげられた。

また、

- ・いじめをなくすためには、人間関係づくりの大切さと共に、子ども自身に「しない、させない、許さない、負けない」などの気持ちを持たせる指導や、子どもたち自身の主体的な取り組みの必要性が語られた。

4 助言について

- （1）千葉地方法務局館山支局より

- ・バランスのよい取り組みを実施することが大切
- ・一つでもなくす、一人でも多くの児童生徒が安心して生活できる環境づくり
- ・法務局で取り組む事業と学校職員への啓発活動について

- （2）君津児童相談所より

- ・相談箱やアンケート回収時の配慮事項などについて
- ・いじめ加害者の背景についても把握することの大切さについて
- ・子どもの人権意識に配慮した取り組みを推進することについて
- ・風通しの良い職場づくりを進めることの大切さについて

- （3）鴨川警察署生活安全課より

- ・早期発見、早期解決に努めることの大切さについて
- ・警察との連携について（気軽に相談してほしい。）

市内小中学校におけるいじめの発生件数ならびにその状況(H23～H27)

【発生件数】		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
【発生学年】	小学校(校)	9件(3校)	22件(6校)	33件(5校)	44件(8校)	26件(4校)
	中学校(校)	5件(3校)	12件(3校)	2件(2校)	25件(3校)	45件(2校)
	小学校(件)	小3(2) 小4(1) 小5(4) 小6(2)	小1(2) 小2(3) 小3(2) 小4(3) 小5(6) 小6(6)	小1(2) 小2(13) 小3(4) 小4(1) 小5(4) 小6(9)	小1(2) 小2(7) 小3(10) 小4(11) 小5(3) 小6(11)	小2(3) 小3(4) 小4(6) 小5(9) 小6(4)
	中学校(件)	中1(2) 中3(3)	中1(3) 中2(5) 中3(4)	中1(2)	中1(15) 中2(9) 中3(1)	中1(20) 中2(18) 中3(7)
【解消状況】	小学校(件)	解消(8) 継続(1)	解消(21) 継続(1)	解消(32) 継続(1)	解消(40) 継続(4)	解消(25) 継続(1)
	中学校(件)	解消(5)	解消(9) 継続(3)	解消(1) 継続(1)	解消(25)	解消(45)

【28年度 1学期】

【発生件数】		小学校(校)	64件(5校)		
		中学校(校)	50件(3校)		
【発生学年】	小学校(件)	小2(9) 小3(15) 小4(17) 小5(9) 小6(14)	【解消状況】		小学校(件)
	中学校(件)	中1(21) 中2(14) 中3(15)			中学校(件)
					解消(59) 継続(5)
					解消(46) 継続(4)

※平成28年12月1日現在の解消状況(1学期末継続事項)

【小学校】

- ①2年:解消(担任の指導・支援後、困っているとの相談はなし。2学期アンケートでも確認)
- ②6年:解消(担任のアドバイスで、人間関係づくりを工夫。2学期アンケートでも確認)
- ③6年:解消(友達との関わりについて、話し合いを行い、仲間作りを確認)
- ④6年:解消(担任による意図的なグループ編成等により、仲間作りを行う)
- ⑤6年:解消(担任の関わりや声かけ、新たなグループ作りなどの取り組みを実施)

【中学校】

- ①1年:解消(悪口を言った加害者を直接指導。その後のアンケートなどでも確認)
- ②2年:解消(個別の指導やカウンセリング、周囲への指導の実施)
- ③3年:解消(互いに悪口を言っていたため、加害者と本人の双方を指導)
- ④3年:解消(悪口を言った加害者を指導。経過観察後もアンケートで確認)

鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

1 組織の設置について（詳細は資料参照）

2 各種施策（詳細は資料参照）

（1）相談体制の充実及び情報収集体制の充実

- ・スクールカウンセラーの配置等について、県教委へ要望
- ・相談体制の強化。学校を中心に各種機関とのネットワークづくりの援助

（2）いじめの防止及び早期発見

- ア、全ての学校を訪問し、いじめの防止及び早期発見のための手立てが適切に講じられているか等について、書類点検を通して把握し、指導助言を行う。
- イ、各校が実施する生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会へ指導主事が参加する。
（全ての学校を訪問する、指導・助言を行う）
- ウ、情報交換および研修の場の確保として、年2回以上の生徒指導担当者会議（市教委主催）を実施する
- エ、学期に1回のいじめ調査を実施し、市内各校におけるいじめの状況を把握するとともに状況に応じて、学校への指導・助言を行う。
- オ、欠席児童生徒に対する月例報告を実施することで、不登校児童生徒を正確に把握し、学校への指導・助言を行う。
- カ、各校の相談体制を支援するとともに、相談機関等についての周知を学校を通じて行う。

（3）人材の確保及び資質の向上

- ・教職員の研修は、各校での実施を義務づけるほか、前述の生徒指導担当者会議（市教委主催）にて、各校担当者を対象とした研修を実施する。

（4）啓発

- ・「いじめ防止月間（4月）」については、「広報かもがわ」に記事を掲載し、市民に向けても広く呼びかける。また、各学校では、学校だより等を通じて、保護者への啓発活動を行う。

（5）インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ・関係機関等と連携して資料を配付する。また、各学校に対しては、計画的・継続的な情報モラル教育が実施されるよう、指導・援助する。

（6）調査研究（別紙資料）

（7）財政措置（別紙資料）

3 いじめへの対応（詳細は資料参照）

平成28年度

鴨川市いじめ問題対策調査会

【資料1】

- | | | |
|---|-----------------|--------|
| 1 | 鴨川市いじめ防止対策推進条例 | P 1～3 |
| 2 | 鴨川市いじめ問題対策調査会規則 | P 4 |
| 3 | 鴨川市いじめ防止基本方針 | P 5～15 |

鴨川市いじめ防止対策推進条例

○鴨川市いじめ防止対策推進条例

平成28年3月24日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)及び千葉県いじめ防止対策推進条例(平成26年千葉県条例第31号)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにし、及び市の施策に関する基本的な事項を定め、並びにいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- (5) 市立学校 鴨川市立小学校設置条例(平成17年鴨川市条例第75号)第2条に規定する小学校及び鴨川市立中学校設置条例(平成17年鴨川市条例第76号)第2条に規定する中学校をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童等を現に監護する者をいう。
- (7) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、関係機関と連携して、いじめの防止等のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(学校の設置者の役割)

第6条 学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び学校が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守りを行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、いじめを発見した場合又はその疑いがあると思料する場合には、市、学校その他の関係機関に情報を提供するよう努めるものとする。

(市立学校及びその教職員の役割)

第9条 市立学校及びその教職員は、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民及び関係機関

と連携を図りつつ、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校においていじめが発生した場合又はその疑いがある場合には、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

2 市立学校は、いじめの防止等に当たり、その教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うものとする。

3 市立学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。

(市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針として、本市の実情に応じ、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「市いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市は、市いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、法第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針(以下「国いじめ防止基本方針」という。)及び千葉県いじめ防止対策推進条例第11条第1項の規定により千葉県が定める県いじめ防止基本方針(以下「県いじめ防止基本方針」という。)を参酌するものとする。

3 市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項
- (4) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

4 市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、及びいじめの防止等のための対策に関する評価を踏まえ、市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

5 市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(市立学校いじめ防止基本方針)

第11条 市立学校は、法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針として、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(相談体制及び情報収集体制の充実)

第12条 市は、児童等、保護者、市立学校の教職員その他のいじめの防止等に関係する者が安心していじめに関する相談を行うことができる体制の充実を図るものとする。

2 市は、迅速かつ適切にいじめの防止等のための対策を実施するため、関係機関と相互に連携し、いじめに関する情報の収集を行うことができる体制の充実を図るものとする。

(いじめの防止及び早期発見)

第13条 市は、児童等が自らいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が相互に良好な関係を築くことができる取組その他いじめの防止のための対策を実施するものとする。

2 市は、いじめへの対処を迅速かつ適切に行うため、いじめの早期発見のための対策を実施するものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第14条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめへの対処が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 市立学校の教職員の資質の向上を図るための研修の実施
- (2) いじめへの対処に関し助言を行うための人材の確保及び市立学校の求めに応じた当該人材の派遣
- (3) その他いじめへの適切な対処に必要な施策

(啓発)

第15条 市は、いじめが児童等の心身の健全な成長に与える影響、いじめの防止の重要性、いじめに関する相談及び救済の制度等について、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施するものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策)

第16条 市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のために、関係機関と連携し、必要な教育及び啓発活動その他の施策を講ずるものとする。

(調査研究)

鴨川市いじめ防止対策推進条例

第17条 市は、いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(鴨川市いじめ問題対策連絡協議会)

第18条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、法第14条第1項の規定により、学校、鴨川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、児童相談所、法務局、警察その他の関係機関により構成する、鴨川市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(鴨川市いじめ問題対策調査会)

第19条 いじめの防止等のための対策を効果的に実施し、及びいじめについて専門的な見地から調査するため、法第14条第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会(以下「対策調査会」という。)を置く。

2 対策調査会は、次に掲げる事項を行う。

(1) いじめの防止等に関する調査研究

(2) 市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議

(3) 重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。)が市立学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

3 対策調査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、いじめの防止に関し専門的な知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 対策調査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

7 会長は、対策調査会を代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 対策調査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

10 対策調査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

11 対策調査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 前各項に定めるもののほか、対策調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(重大事態への対処等)

第20条 市は、重大事態が市立学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第5章に規定する重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止(以下「重大事態への対処等」という。)を迅速かつ適切に実施するものとする。

(市長の調査)

第21条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処等のために必要があると認めるときは、第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により、第19条第2項第3号の確認並びに調査及び審査の結果について調査を行うものとする。

(守秘義務)

第22条 いじめの防止等のための対策に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(財政措置)

第23条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

鴨川市いじめ問題対策調査会規則

○鴨川市いじめ問題対策調査会規則

平成28年3月31日
教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、鴨川市いじめ防止対策推進条例(平成28年鴨川市条例第2号。以下「条例」という。)第19条第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する鴨川市いじめ問題対策調査会(以下「対策調査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員が有すべき専門的な知識)

第2条 条例第19条第4項に規定する委員が有すべき専門的な知識は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する知識又は教育委員会が必要と認める知識とする。

(除斥)

第3条 対策調査会は、委員が条例第19条第2項第3号に掲げる確認並びに調査及び審査(以下「調査等」という。)の対象となった重大事態について人間関係又は利害関係を有する等当該調査等の公平性又は中立性が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該委員を当該調査等に参加させないものとする。

(庶務)

第4条 対策調査会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、対策調査会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鴨川市いじめ防止基本方針

平成 28 年 10 月

鴨川市・鴨川市教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こり得るものであること、また誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識する必要がある、いじめを許さない人間関係づくりや集団づくりを通して、いじめの防止や早期発見・早期対応の対策を講ずることが大切です。

また、いじめを防止するためには、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者が一体となって課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し「いじめを許さない風土づくり」を進めていく必要があります。

そこで、市は、鴨川市いじめ防止対策推進条例（平成 28 年鴨川市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、鴨川市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定します。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	4
1 いじめの定義	4
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
3 市いじめ防止基本方針策定の目的	4
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
市が実施する対策	5
1 組織の設置	5
(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置	5
2 各種施策	5
(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実	5
(2) いじめの防止及び早期発見	5
(3) 人材の確保及び資質の向上	5
(4) 啓発	5
(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	5
(6) 調査研究	6
(7) 財政措置	6
3 いじめへの対応	6
(1) いじめに対する措置	6
(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応	6
市立学校が実施する対策	6
1 市立学校いじめ防止基本方針の策定	6
2 組織の設置	6
3 各種施策	7
(1) いじめの防止	7
(2) いじめの早期発見	7
(3) いじめへの対応	7
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	8
(5) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	8
保護者の役割	8
市民の役割	8
重大事態への対処	8
1 重大事態の発生と調査	8
(1) 重大事態の意味	8
(2) 重大事態を認知した場合の対応	9
(3) 調査主体	9
(4) 調査について	9

(5) 調査を行うための組織	9
(6) その他の留意事項	9
(7) 情報提供及び調査結果の報告	9
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	10
(1) 再調査	10
(2) 再調査の実施方法	10
(3) 再調査の結果を踏まえた支援等	10
第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項	10
第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
1 調査結果等の資料の保存について	10
2 市いじめ防止基本方針の見直しについて	10
3 その他の留意事項	10

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）を参照。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。また、全ての児童生徒が「いじめは絶対に許さない」態度を身につけ、「いじめをしない」「いじめを放置しない」「いじめを見逃さない」勇気を持つなど、一人一人の人権意識と道徳性を高めていくことが必要である。いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の不断の努力でいじめ問題克服を目指さなければならない。

○ 鴨川市いじめ防止対策推進条例

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

3 市いじめ防止基本方針策定の目的

市いじめ防止基本方針は、上記基本理念を実現するため、以下の事項を目的とする。

- いじめの防止等のための対策については、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら社会全体で進める。
- 法及び条例により規定されたいじめの防止等のための対策を推進するための基本事項を定めることにより、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためには、市全体で児童生徒の健やかな成長を支え、それぞれの役割を自覚し、実行することが大切である。

市が実施する対策

1 組織の設置

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、鴨川市立小中学校（以下「市立学校」という。）、千葉地方法務局館山支局、君津児童相談所、鴨川警察署、市長及び教育委員会により構成される鴨川市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置

いじめの防止等のための対策を効果的に実施し、及びいじめについて専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会（以下「対策調査会」という。）を設置する。対策調査会は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する知識を有する者又は教育委員会が必要と認める者で構成する。

2 各種施策

(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実

いじめの防止、早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援及びいじめを行った者等に対する適切な指導と支援を行うため、スクールカウンセラーの配置等いじめに関する通報や相談体制の充実、学校、保護者、地域住民その他関係機関の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

(2) いじめの防止及び早期発見

ア 市立学校訪問等を通して、生徒指導体制及び道徳教育や人権教育等の指導体制が、系統的・機能的に組織されているかを確認し、指導する。また、体験的な活動が全ての学年において効果的・計画的に実施されているか確認し、指導する。

イ 市立学校の生徒指導に関する会議や研修会等に積極的に参加し、具体的な施策等についての指導・支援を行う。

ウ 定期的に生徒指導担当者会議を開催し、市立学校間の情報交換及び研修会を実施する。

エ 定期的ないじめ調査や聞き取り調査等を実施し、交友関係や人間関係、いじめの実態を把握する。

オ 長期欠席児童生徒に対する月例調査を実施することで、不登校などの長期欠席の状況を把握し、児童生徒の欠席の背景を分析する。

カ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないよう、気軽に相談できる体制を市立学校に整えるとともに、相談機関について各家庭に周知させる。

(3) 人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。

(4) 啓発

児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、4月を「いじめ防止啓発月間」とし、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、いじめの防止と効果的な対

処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施し、児童生徒や保護者、教職員の意識を高める。

(6) 調査研究

いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努める。

(7) 財政措置

いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

ア 教育委員会は、市立学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

イ 教育委員会は、市立学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

ア いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

イ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なもの含まれる。これらについては、市立学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を図ることが必要であることを市立学校に指導・助言する。

市立学校が実施する対策

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、いじめの防止等のための対策について、当該市立学校の実情に応じ、市立学校いじめ防止基本方針を定める。策定した市立学校いじめ防止基本方針については、市立学校のホームページなどで公開する。

2 組織の設置

市立学校は、複数の教職員によって構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策組織」という。）を置き、必要に応じて、心理や福祉等の専門的知識を有する者の参加を求める。

また、当該組織は、市立学校いじめ防止基本方針を見直し、市立学校で定めた取組が

計画どおりに進んでいるかどうかの確認や必要に応じた計画の見直しなど、市立学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクル（計画 Plan－実行 Do－評価 Check－改善 Action）で検証する。学校いじめ防止対策組織の役割は、以下のとおりである。

- 市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集・共有と記録を行う役割
- いじめを察知した場合に、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

3 各種施策

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも起こり得るということを踏まえ、市立学校はいじめの防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

さらに、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等を活用し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- 館山人権擁護委員協議会鴨川部会と連携し、人権教室を開催するとともに、人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加を促す。
- 児童会・生徒会を中心に「いじめ撲滅宣言」等への取組を実施する。

* 豊かな人間関係づくり実践プログラム

千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、豊かな人間関係づくり事業の一環で、児童生徒のコミュニケーション能力の育成のために作成したプログラム。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのため、全教職員が連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。そして教職員一人一人の資質を高め感性を磨くとともに、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く鋭く保つ必要がある。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を守り通すことを最優先とする。また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を図ることを目的とした教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全

員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめが暴行や傷害犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気づいた児童生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導するとともに、安心して伝えられる態勢を整える。また、同調していた児童生徒には、それらの行為はいじめに加担している行為であることを理解させる。

なお、いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き観察を行い、心のケアや指導を継続して行うとともに、全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。

(5) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

インターネットや携帯電話を利用して行われるいじめに対しては、千葉県「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」等からの情報を得るなど、早期発見・早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

保護者の役割

ア 保護者は、保護する児童生徒に対し、日頃からいじめが絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを行うことがないように必要な指導を行うよう努める。

イ 保護者は、保護する児童生徒がいじめを受けた場合、その児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先する。いじめの認知については、児童生徒が保護者に心配をかけたくない等と考え、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠す場合がある点に十分に留意する。

市民の役割

ア 市民は、いじめの問題を社会全体に関する課題であるにとらえ、学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守りを行い、安心して過ごすことができる風土づくりに努める。

イ 市民は、いじめを発見した場合又はその疑いがあると感じられるときは、市、学校その他の関係機関に情報を提供するように努める。

重大事態への対応

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

ア 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

イ 法第 28 条第 1 項第 2 号の相当の期間については、国いじめ防止基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

なお、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえ、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態を認知した場合の対応

いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、市立学校は、学校いじめ防止対策組織を速やかに開くとともに、教育委員会に連絡し、被害者等の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を一貫して行う。

さらに、教育委員会と連携・協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、市立学校は、以下の方法で電話等により速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。

市立学校 → 教育委員会 → 市長

*教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする。（南房総教育事務所を経由する）

(3) 調査主体

市立学校から報告を受けた教育委員会は、当該重大事態の調査を行う主体を市立学校にするか、教育委員会にするかの判断を行い、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、調査組織の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、教育委員会において調査を実施する。

(4) 調査について

調査に当たっては、国いじめ防止基本方針の内容により適切に実施し、重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、市立学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

この調査は、市立学校と教育委員会が事実から向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会が、重大事態の案件の調査主体を行うときは、対策調査会を活用し、対策調査会長が会議を招集する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 情報提供及び調査結果の報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市立学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供に当たっては、市立学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、市立学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告

する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(7)ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものとし、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の実施方法

再調査の実施については、市長が専門的な知識及び経験を有する第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により実施することとする。この場合の第三者とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者とし、当該調査の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

(3) 再調査の結果を踏まえた支援等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、県教育委員会と連携し、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教職員・警察官経験者など外部専門家の派遣等の支援を行う。

第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

教育委員会は、毎年度、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査会に提出し、審議を受け、各種施策の改善を進める。

なお、対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、広く周知させる。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則等に従い適切に取り扱う。

2 市いじめ防止基本方針の見直しについて

市いじめ防止基本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施する。

市いじめ防止基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。

3 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、国いじめ防止基本方針に準じて、取り扱う。

平成28年度

鴨川市いじめ問題対策調査会

【資料 2 いじめ問題対策連絡協議会について】

1	いじめ問題対策連絡協議会次第	P 1
2	鴨川市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿	P 2
2	鴨川市いじめ問題対策連絡協議会資料表紙	P 3
2	平成28年度いじめの状況調査（1学期）	P 4～6
3	鴨川市立江見小学校	P 7
3	鴨川市立鴨川小学校	P 8
4	鴨川市立東条小学校	P 9
5	鴨川市立西条小学校	P 10
6	鴨川市立田原小学校	P 11
7	長狭学園（鴨川市立長狭小学校・中学校）	P 12～13
8	鴨川市立天津小学校	P 14
9	鴨川市立小湊小学校	P 15
10	鴨川市立鴨川中学校	P 16～19
11	鴨川市立安房東中学校	P 20～21

平成28年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会

平成28年11月29日(火)

鴨川市役所天津小湊支所2階会議室

1 開 会

2 教育長挨拶 野田 純 教育長

3 各委員の紹介(自己紹介)

4 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会について(説明:事務局)

5 報告及び情報交換

(1) 1学期における市内小中学校のいじめの状況について(学校教育課より)

(2) 自校のいじめ対策及びいじめ問題等の現状について(各小中学校より)

5 質 疑

(1) いじめ防止等の対策について

(2) その他

6 助 言

(1) 千葉地方法務局館山支局より

(2) 君津児童相談所より

(3) 鴨川警察署生活安全課より

7 諸 連 絡

8 閉 会

【参考資料】

平成28年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 委員名簿

	分 野	所 属		
1	関係行政機関	千葉地方法務局館山支局		
2		鴨川警察署生活安全課		
3		君津児童相談所		
4	市の職員	子ども支援課		
5		学校教育課		
6		生涯学習課		
7	学校教職員	鴨川市小中校長会		
8		鴨川市立江見小学校		
9		鴨川市立鴨川小学校		
10		鴨川市立東条小学校		
11		鴨川市立西条小学校		
12		鴨川市立田原小学校		
13		鴨川市立長狭小学校		
14		鴨川市立天津小学校		
15		鴨川市立小湊小学校		
16		鴨川市立鴨川中学校		
17		鴨川市立長狭中学校		
18		鴨川市立安房東中学校		

事務局 学校教育課 関口 和則

平成28年度

鴨川市いじめ問題対策連絡協議会

【資料】

- | | | |
|----|---------------------|---------|
| 1 | いじめ状況調査（1学期）について | P 1～3 |
| 2 | 鴨川市立江見小学校 | P 4 |
| 3 | 鴨川市立鴨川小学校 | P 5 |
| 4 | 鴨川市立東条小学校 | P 6 |
| 5 | 鴨川市立西条小学校 | P 7 |
| 6 | 鴨川市立田原小学校 | P 8 |
| 7 | 長狭学園（鴨川市立長狭小学校・中学校） | P 9～10 |
| 8 | 鴨川市立天津小学校 | P 11 |
| 9 | 鴨川市立小湊小学校 | P 12 |
| 10 | 鴨川市立鴨川中学校 | P 13～16 |
| 11 | 鴨川市立安房東中学校 | P 17～18 |

平成28年度 いじめの状況調査(1学期)

鵜川市立 学校

回答者名

今年度の1学期中において、いじめが確認された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 確認された数	1のうち、問題が解 消し観察中である。	1のうち、現在も継 続指導中である。	備考
1年				
2年				
3年				
4年				
5年				
6年				

- (1) いじめが確認された数とは、『いじめを受けていると感じた児童生徒の数』です。
- (2) 1については、確認されなかった場合は0(ゼロ)を入力してください。
- (3) 2, 3については、確認されなかった場合は未記入で結構です。
- (4) 備考欄には、いじめの態様など記入できることがあればお願いします。
- (5) 1学期終了日までに、学校教育課まで庁内メールにて送付ください。

平成28年度 いじめの状況調査(1学期)

鴨川市立 小学校

回答者名

今年度の1学期中において、いじめが確認された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 確認された数	1のうち、問題が解 消し観察中である。	1のうち、現在も継 続指導中である。	備考
1年	0	0	0	
2年	9	8	1	
3年	15	15	0	
4年	17	17	0	
5年	9	9	0	
6年	14	10	4	
合計	64	59	5	

(1)いじめが確認された数とは、『いじめを受けていると感じた児童生徒の数』です。

(2)1については、確認されなかった場合は0(ゼロ)を入力してください。

(3)2, 3については、確認されなかった場合は未記入で結構です。

(4)備考欄には、いじめの態様など記入できることがあればお願いします。

(5)1学期終了日までに、学校教育課まで庁内メールにて送付ください。

平成28年度 いじめの状況調査(1学期)

鴨川市立 中学校

回答者名

今年度の1学期中において、いじめが確認された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 確認された数	1のうち、問題が解 消し観察中である。	1のうち、現在も継 続指導中である。	備考
1年	21	20	1	
2年	14	13	1	
3年	15	13	2	
4年				
5年				
6年				
合計	50	46	4	

(1)いじめが確認された数とは、『いじめを受けていると感じた児童生徒の数』です。

(2)1については、確認されなかった場合は0(ゼロ)を入力してください。

(3)2, 3については、確認されなかった場合は未記入で結構です。

(4)備考欄には、いじめの態様など記入できることがあればお願いします。

(5)1学期終了日までに、学校教育課まで庁内メールにて送付ください。

平成28年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立江見小学校

担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

校内いじめ防止対策委員会

【今年度の構成員】

校長・教頭・教務・生徒指導担当（教育相談兼務）・養護教諭に、該当職員

2. 自校のいじめ対策について

①生徒指導委員会・情報交換会の実施

月に1回程度。また、共通理解が必要な事案がある場合は随時。

②学期に1回、アンケート・教育相談の実施

児童の学校生活の様子と友だち関係を把握するアンケートを実施。学年ごとに分析集計を行い。実態を共有している。

アンケートをもとにした教育相談を実施。1学期・3学期は担任。2学期は児童の希望する職員により休み時間等を活用して行っている。

③道徳教育の充実

・以下を重点項目として道徳教育の充実に努める。

【重点項目】生命の尊重、友情・信頼・助け合い、思いやり・親切、勇気

・各学級で年間1回は必ず授業参観で道徳の授業を行うことで保護者への理解を図る。

④いじめを未然に防ぐ環境の整備

・各学級の教室にいじめゼロ宣言の掲示

・児童会活動での縦割り活動

・人権をテーマにした授業等による取り組み（作文や標語等の応募を奨励する）

・自己有用感や生徒指導の機能を生かした授業展開

⑤いじめの研修を校内で周知を図る

・市の生徒指導会議、事務所・県のいじめと自殺による研修での資料や内容を伝達し、周知することでいじめ認知に対する考え方を校内での統一を図る。

3. いじめ問題における自校の現状について

3校（江見・太海・曾呂）が統合をしたことで、これまで少ない人数での学級集団から統合により学級の人数が増えたことによる戸惑いや、違う学校から来た仲間との人間関係の再構築がなかなか進んでいかないことで悩みをもつ児童も見られる。

統合して2年目になり、それぞれの学年が学級集団としてまとまりも見られるようになった。また、少しずつ旧学区のしがらみが薄くなっているが、保護者も含め今後数年は統合によるこれらの課題は続いていくように感じる。

4. その他

いじめ対策基本法についての教師側の理解がまだ薄いように感じる。

また、本校のいじめ基本方針等について見直す点も多いと感じている。

今後、教師への周知徹底と基本方針の修正を進めていきたい。

学校名 鴨川小学校

担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

名 称 校内いじめ防止対策委員会

構成員 生徒指導主任、学年主任（7）、学校長、教頭、教務、養護教諭

内 容 ・各月1回の委員会を開き、各学年主任が児童の様子や話を聞いたり相談を受けたりしたことを出し合い情報交換し、いじめの未然防止に努める。
・いじめやいじめに発展すると思われる事態が見受けられた場合は、ただちに該当する職員でチームを構成し早急に話し合い、誰がどのような手立てで対応するか決め対応にあたる。

2. 自校のいじめ対策について

◎いじめを未然に防ぐことを第一と考え、以下の取り組みを行っている。

(1)『校内いじめ防止対策委員会』を月1回開き、情報交換と共通理解を図る。

(2) 生徒指導及びいじめ防止に関する研修会を学期毎に1回、並びに講師を招き夏季研修会を開き、教職員の意識を高める。

(3)『生活ふりかえりアンケート』を児童向けに年2回行い実態把握をする。

例：「友達からいやだな」ということをされたことがありますか。

(4) ソーシャルスキル・トレーニングを個と集団（クラス）の両面で行い、社会性を養い、よりよい人間関係が築けるようにする。

(5) 教育相談月間を年2月設け、アンケートをもとにした児童との面談を行い、個々の実態を把握する。

(6)『コナンボックス』を設置し、直接話せない悩みを拾い上げる。

(7)『子育て相談日』を月に1回設け、担当者が親の悩みを聞く機会を作り家庭と学校の連携を図る。

3. いじめ問題における自校の現状

現在、7月にいじめをうけたことを訴えた児童に対し、教頭による定期的なソーシャルスキル・トレーニングを積み重ねた結果、大きな改善がみられた。

また、教頭によるグループエンカウターの授業実践（6年「出会いのワーク」「あなたのここがすばらしい」など）を積極的に取り入れているところである。

平成28年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立東条小学校

担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 生徒指導委員会
 - (2) 構成員 ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・部会別学年職員1名
*状況に応じてスクールカウンセラー
 - (3) 会開催 毎学期1回及び随時(いじめやいじめの疑いがあった場合)
 - (4) 内 容 上記組織は以下の役割を担う。
 - ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ②いじめの相談、通報の窓口
 - ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録の共有
 - ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- *重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。
- (5) 事務局 ◎生徒指導主任・教頭・教務主任・教育相談担当職員・学年主任・養護教諭
※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

2. 自校のいじめ対策について

- (1) いじめの未然防止について
 - ①いじめ防止の環境づくり
 - ②「わかる授業」の展開
 - ③道徳教育・体験活動の充実
 - ④いじめ防止の啓発活動
 - ⑤指導方針等の周知
- (2) いじめの早期発見と相談・通報について
 - ①定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施
 - ②授業時間・休み時間・放課後等の観察
 - ③いじめに関する窓口の常設
 - ④いじめの早期発見と対応に関する研修の実施

3. いじめ問題における自校の現状について

特に深刻ないじめは、見られない。(10月教育相談月間、11月学校生活アンケートより)
しかし、いやな言葉遣いや強い口調で言われたことを「いやだな」と思う児童も全学年にいる。また、自分の感情を言葉で相手に伝えることができず、思わずたたいたりけったりする児童も見られる。

4. その他

平成28年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立西条小学校

担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 校内生徒指導委員会
- (2) 構成員 ①校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員
低・中・高学年職員1名・養護教諭
- (3) 会開催 毎月1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 内 容 ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
②いじめの相談・通報の窓口
③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかわる情報の収集と記録、共有
④いじめの疑いにかかわる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、児童支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- (5) 事務局 ①教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・養護教諭・（スクールカウンセラー）
※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

2. 自校のいじめ対策について

- (1) いじめの未然防止
 - ・いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) いじめの早期発見と相談・通報
 - ・定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施や観察、いじめに関する窓口の常設により早期発見をし対応にあたる。
- (3) いじめを認知した場合の対応
 - ・いじめ事案に関わる聞き取りを行い、いじめを受けた児童の安心安全の確保と支援体制を組む。
 - ・関係機関と連携を図り、いじめを受けた児童及び保護者のケアや支援を行う。
 - ・再発防止のための指導・啓発、情報提供をする。
- (4) 重大事態への対処
 - ・校長が、市教委を通じて市長（教育長）へ報告を行い、上記（3）の対応をとる。
- (5) 公表、点検、評価等
 - ・毎年、年度始めに見直し、学校いじめ防止基本方針を公表する。
 - ・いじめ事案への取り組みの評価・分析を行う。

3. いじめ問題における自校の現状について

今年度においては、特別支援教育の視点から問題行動に対応する事案を中心として日々の指導にあたっている。その中で、いじめ問題に発展する可能性を未然に防ぐように取り組んでいる。また、どの児童も落ち着ける居場所づくりをめざした授業や行事を行い、いじめ防止の環境づくりに取り組んでいる。

4. その他

平成28年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 田原小学校

担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

- ・毎月1回生徒指導全体会議を開き、気になる児童について共通理解を図る。
- ・必要な場合にはいじめ対策校内委員会（校長・教頭・教務・生徒指導主任・学担・養教）を開く。

2. 自校のいじめ対策について

- ・毎学期ごとに学校生活に関するアンケートを個々にとり、実態把握に努めるとともに教育相談を行っている。
- ・問題が生じた時には、学級で個別に話を聞いたり全体で話し合ったりする。さらに必要な場合はいじめ対策校内委員会を開き、対応を検討する。

3. いじめ問題における自校の現状について

- ・高学年においては、仲間はずれやいやな言葉を言われたなどの事例が3件ある。個別に話を聞いたり学級全体で話を聞いたりするなど、解決に向けた取組をしている。
- ・低学年においては、特に問題となる事例はないが、どの子にとっても過ごしやすい学級にするために、教育相談や児童の観察を心がけている。

4. その他

平成28年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 長狭学園

担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

(1) 名称 校内いじめ防止対策委員会

(2) 構成員 校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 当該担任 教育相談
担当職員 養護教諭 スクールカウンセラー

(3) 会開催 週1回(水曜日)の生徒指導委員会の時間内に、いじめの観点に特化した話し合いの時間を設けている。また、いじめや、いじめの疑いがあった場合には随時会議を開くことにしている。

(4) 内 容

① 学園いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

② いじめの相談、通報の窓口

③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有

④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方法の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

2. 自校のいじめ対策について

(1) いじめ防止の環境づくり

① 主体的に取り組む協同的な活動を通して他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童生徒全員が感じとれる絆づくりの推進

② 授業や行事の中でどの児童生徒も落ち着ける居場所づくりの確保
(行事は児童生徒の手で！教職員は良き支援者としての意識を持つ)

(2) 「わかる授業」の展開

① 週指導記録簿における教職員の実質的有効活用と管理職の指導の充実

② 「授業錬磨の公開日」を活用した教材研究と指導案検討による校内研修の充実

③ セルフチェックシートによる授業の自己評価を実施

④ 「学び合い」による、自ら学ぼうとする授業の展開を工夫する。

(3) 道徳教育・体験活動の充実

① 道徳授業の完全実施及び授業の相互参観による道徳授業の充実

② 異学年交流の実施(遠足、集会等)

③ 学級活動におけるソーシャルスキルトレーニングの実施

(4) いじめ防止の啓発活動

① 児童生徒会主催の集会等で、いじめ防止を訴える企画を実施。

② 人権作文の積極的な応募

(5) 指導方針等の周知

以下の3点を児童生徒及び家庭へ学校だよりの配布やPTA総会や懇談会にて周知

- ①いじめに対して厳正に対応すること
- ②いじめの軽重に関わらず、全教職員の情報共有及び関係児童生徒の保護者へ事実と指導について連絡すること
- ③重大事態については、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と連携した対応をとること

3. いじめ問題における自校の現状について

幸い、深刻ないじめ事案は発生していない。しかし子ども同士のトラブルはしばしばある。その場合は、担任は丁寧に当事者から事情を聞いたり、保護者とも連携したりして改善に努めるようにしている。また、会議等で全職員に報告することで、その後の経過観察や、声かけ等も共通の認識のもとに行っている。

4. その他

(1) いじめの早期発見と相談・通報について

①定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施

- ・いじめの状況把握のために定期的なアンケートの実施と集計分析
(ネットによるいじめについての質問項目を含む)
- ・年間3回(6月、11月、2月)の教育相談期間を設け、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

②授業時間・休み時間・放課後等の観察

- ・昼休み等授業時間外の児童生徒の人間関係を観察するなど、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・部活動での生徒の様子について、学年職員・校内いじめ防止対策委員会事務局とで常に情報を共有する。

③いじめに関する窓口の常設

- ・校内いじめ防止対策委員会事務局の日常的な相談・対応の窓口としての活動の推進
- ・「相談箱」を利用し、いじめに関わる情報の収集と把握に努める。
(週1回の確認)教育相談担当
- ・全教職員がいじめに関する相談窓口であるという認識を持つように管理職が校内研修等を通して指導する。

④いじめの早期発見と対応に関する研修の実施

- ・いじめ防止対策や対応に関わる研修を校内研修の年間計画に位置づけ、計画的に実施する。
- ・事例検討会を実施し、防止対策や対応に関わる研鑽を積む。

平成28年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立天津小学校
担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

いじめ防止対策委員会

《構成》担任 生徒指導主任 教務主任 教頭 校長 養護教諭

※場合によっては、スクールカウンセラーや市教委

- 〔1〕いじめ事案に関わる聞き取り
- 〔2〕いじめを受けた児童生徒の安心安全確保の支援体制の確立
- 〔3〕家庭や関係機関、専門家と協力体制の確立
- 〔4〕いじめを受けた児童生徒及びその保護者のケアや支援、いじめ被害者の心理を理解した対応
- 〔5〕再発防止のための指導

2. 自校のいじめ対策について

児童の人間関係や問題行動等に関して、全職員で情報を報告し共有する場として、週に一回の打ち合わせや月に一回の生徒指導会議を設けている。学期に一度、いじめに関する調査アンケートを実施することや、教育相談週間で学級担任や担任以外の職員（児童が希望する職員）が個別に話を聞く場を設けることにより、日常の観察に加えて、児童からの声を聞く機会を設けている。それにより児童の人間関係の把握、いじめやかからかいについての早期発見を行っている。また、児童会による普段の活動として、校内の掲示板を活用した「いじめ防止川柳」「いじめについて考えるポスター」の掲示を行い、学級でいじめについて考える場を設けている。普段より学級活動や道徳の時間、特別活動等を通して人間関係づくりを意識した指導に心がけて取り組んでいる。さらに、3校合同のふれあい研修会の終了後や、3校合同生徒指導主任会議にて、各校の現状と対策について情報交換をし、地域全体で高い意識をもって実施している。

3. いじめ問題における自校の現状について

1 学期に1件、呼ばれて嫌なあだ名を付けられたことについて、児童から話を聞き、保護者を交えて現状の報告と対応の仕方について連絡を行った。校内組織で話し合い、改めて各学級であだ名の話や、言われて嫌なことを言わないこと、言葉遣いのことなどに関する指導を行った。現在ではその問題について、当該児童は嫌なあだ名で呼ばれることはなくなり、悩みも解消することができ、保護者にも理解を示してもらうことができた。今後も児童間で用いるあだ名については、全教職員で注意深く観察しながら、呼びかけを続け、早期発見に努めていかなければならない。

平成28年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立小湊小学校
担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校運営組織の中に「いじめ防止対策委員会」を設け、万が一、事案が発生した場合、素早く対応できるようにしている。
- 「いじめ防止対策委員会」の構成員は、校長・教頭・教務・生徒指導主任・低学年高学年の担任の代表・教育相談担当・養護教諭である。

2. 自校のいじめ対策について

- 月に1回、全職員で「生徒指導会議」を開く。その時に、「各学級からの様子」を報告し合い、共通理解・共通指導が行われるようにしている。
- 「Q Uテスト」を実施し、「学級の中で疎外感をもっている児童はいないか」や「人間関係で教師の支援を必要としている児童はいないか」を把握するようにしている。
- 学期に1～2回、「いじめアンケート」を実施し、いじめの兆候がないかを確かむようにしている。また、いじめにつながりそうな事案については、学級担任・生徒指導主任・管理職と連携しながら指導するようにしている。
- 教育相談担当と連携し、「先生と話そうタイム」を学期に1回実施している。
- 安房東中学区の生徒指導担当者会議を学期に1度開いている。そこで、いじめ防止対策について情報交換を行い、自校の対策に生かすようにしている。
- 「いじめ相談箱」の設置。
- 人権教室や道徳の授業での心のたがやし。

3. いじめ問題における自校の現状について

- 「生徒指導会議」や「Q Uテスト」、「先生と話そうタイム」、「いじめアンケート」の取り組みはもちろんのこと、全職員で児童をよく観察し、ささいな変化を職員で共有できるように努力している。
- いじめにつながる前に、その「芽」を摘み取るという意識で問題に取り組んでいる。
- 児童に行う種々のアンケートなどは、保存するようにしている。また、場合によっては、指導内容や対応の様子を記録するようにしている。

4. その他

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止に努めている。
 - ・いじめ防止の環境づくり
 - ・「わかる授業」の展開
 - ・道徳教育・体験活動の充実
- 小規模校なので、人間関係が固定化しやすい。行事等で「異学年による縦割り班」を活用し、学期に数回は、「なかよし給食」やロング昼休みを利用した「縦割り班遊び」を実施している。

平成28年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立鴨川中学校

担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 校内いじめ防止対策委員会(生徒指導委員会がこれを兼ねる)
- (2) 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年生徒指導担当
養護教諭・(スクールカウンセラー)等
- (3) 会開催 毎週1回, 確認の場を設定する。但し, いじめやいじめの疑いがあった場合は随時実施する。
- (4) 内 容 上記組織は以下の役割を担う。
 - ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - イ いじめの相談, 通報の窓口
 - ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録, 共有
 - エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて, いじめの情報の迅速な共有, 関係のある生徒への事実関係の聴取, 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

*重大事態の調査を行う場合は, 本組織を母体としつつ, 当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。

(5) 事務局

◎教頭・生徒指導主事

外部諸機関との連絡調整や日常的な相談・対応の窓口, 組織の中核となる。

2. 自校のいじめ対策について

(1) いじめの未然防止について

いじめは, どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ, 全ての生徒を対象に, いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

ア いじめ防止の環境づくり

(ア) 主体的に取り組む協同的な活動を通して他者から認められ, 他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒全員が感じとれる人間関係づくり・絆づくりの推進

(イ) 授業や行事の中で, どの生徒も落ち着ける居場所づくりの確保

イ 「わかる授業」の展開

(ア) 指導記録簿等における教職員の実質的有効活用と管理職の指導の充実

(イ) 「授業錬磨の公開日」を活用した教材研究と指導案検討による校内研修の充実

(ウ) セルフチェックシートによる授業の自己評価の実施

ウ 道徳教育・体験活動の充実

(ア) 道徳授業の完全実施及び授業の相互参観による道徳授業の充実

(イ) 異学年交流の実施

(シスター合唱・体育祭の応援・生徒会活動・集会等)

(エ) 学級活動におけるソーシャルスキルトレーニングの実施

(オ) ピア・サポートの活用

エ いじめ防止の啓発活動

(ア) 生徒集会や全校集会で、全校生徒へのいじめ防止を訴える活動の実施

(イ) 人権作文への積極的な応募

オ 指導方針等の周知

以下について生徒及び家庭へ周知

(学校だよりの配布・PTA総会懇談会等)

(ア) いじめに対して厳正に対応すること

(イ) いじめの軽重に関わらず、全教職員の情報共有及び関係生徒の保護者
事実と指導について連絡すること

(ウ) 重大事態については、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すという
点から、警察と連携した対応をとること

(2) いじめの早期発見と相談・通報について

ア 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施

(ア) いじめの状況把握のために年間3回(7月・12月・3月)のアンケ
ートの実施と集計分析

(インターネットに関連したいじめについての質問項目を含む)

(イ) 日常の相談活動を充実させ、年間2回(6月・10月)の教育相談期
を設け、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り
組む。

イ 授業時間・休み時間・放課後等の観察

(ア) 昼休みや放課後等の授業時間外の生徒の様子から、生徒が示す変化や
危険信号を見逃さないよう生徒の観察、情報収集に努める。

(イ) 部活動での生徒の様子について、職員間の連携を密に全職員で情報を
共有する。

ウ いじめに関する窓口の充実と推進

(ア) 校内いじめ防止対策委員会事務局による日常的な相談・対応の窓口と
しての調整と活動の充実と推進を図る。

(イ) 「相談箱」等を設置し、いじめに関わる情報の収集と把握に努める。

(ウ) 全教職員がいじめに関する相談窓口であるという認識を持つように管
理職が校内研修等を通して指導する。

エ いじめの早期発見と対応に関する研修の実施

(ア) いじめ防止対策や対応に関わる研修を校内研修の年間計画に位置づけ、
計画的に実施する。

(イ) 事例検討会を実施し、防止対策や対応に関わる研鑽を積む。

オ ネットやメールによるいじめの早期発見と外部諸機関との連携

(ア) ネットによる裏サイトへの書き込みやメールによる誹謗中傷等、イン
ターネットをつかってのいじめの早期発見に努める。

- (イ) 警察やネットパトロールなど外部専門機関との連携を図り、幅広い対応を図っていく。
- (3) いじめを認知した場合の対応について
- ア いじめ事案に関わる聞き取り
- いじめ事案に関わる聞き取りについては、以下の点について配慮する。
- (ア) 聴取の体制としては2人以上で対応する。
- (イ) 記録の保存については手書き、パソコンでまとめたもの両方を残す。
- (ウ) 聴取時間や聴取場所の環境、休憩や食事時間等、適切に配慮する。
- (エ) 暴言や威圧等の不適切な聴取方法は行わない。
- イ いじめを受けた生徒の安心安全の確保と支援体制
- (ア) 聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた生徒の希望を配慮しながら、校内いじめ防止対策委員会事務局は安心安全の確保の方法（いじめを行った生徒への指導・いじめを行った生徒との隔離・いじめを行った生徒の保護者への指導の依頼）を検討し、速やかに実行する。
- (イ) 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制（事務局が中心となって、担任等とともに、監視・相談体制の説明・保護者の協力依頼 等）を、いじめを受けた生徒とその保護者の了解のもと、すぐに構築する。
- ウ 家庭や関係機関、専門家と協力体制の構築
- (ア) 関係生徒の保護者へ当該いじめ事案に関わる事実を、保護者へ連絡するとともに、家庭の協力を依頼する。
- (イ) 学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく早期に警察や児童相談所等の関係機関に相談する。その際、個人情報保護については十分留意する。
- エ いじめを受けた生徒及びその保護者のケアや支援、いじめ被害者の心理を理解した対応を心がける。
- (ア) いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた生徒の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるようにする。
- (イ) いじめを受けた生徒の保護者のその後の相談にも真摯に対応することを伝えるとともに、今後の指導内容・方法について、いじめを受けた生徒及び保護者と協議し、その結果に基づき指導を行う。
- オ 再発防止のための指導・啓発
- (ア) いじめを受けた生徒
- a 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた生徒の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを積極的に声かけする。
- b 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを行った生徒からのいじめを受けないように措置する。また、同じ生徒からいじめや威圧を受けた場合やその不安を感じた場合は、速やかに事務局へ知らせるように指示するとともに、いじめを受けた生徒の安心安全を確保するために十分な対応をするという意志を伝える。

(イ) いじめを行った生徒

- a 校内いじめ防止対策委員会は、「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを確実に伝え、反省する機会を設ける。
- b 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを行った事実と家庭の協力を求めること・必要に応じて関係機関へ連絡することを、当該生徒の保護者に連絡することを伝え、自分のしたことに対する重大性を感じさせる取組を行う。

(ウ) 観衆等となっていた生徒

- a 校内いじめ防止対策委員会は、「いじめは、どの生徒・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える生徒はいない。学校はいじめの問題にかかわる対象を全生徒と考える」ことを、観衆等となっていた生徒へしっかり伝え、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- b 校内いじめ防止対策委員会は、「いじめゼロ宣言」を活用し、「話す勇気」について、相談、通報は適切な行為であり、卑怯な行為ではないと説明し、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

カ いじめ事案に関わる情報提供

- (ア) 校内いじめ防止対策委員会は、いじめの状況によって関係機関に情報提供を行い、情報の共有を図る。

キ 具体的ないじめの態様の例

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (オ) 金品をたかられる。
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (ク) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

3. いじめ問題における自校の現状について

本校においてもいじめの情報があがっている。そのため、毎学期定期的にいじめ調査を行い、現状を把握し、いじめに関する問題が発覚した場合には、担任及び学年生徒指導担当、学年主任、生徒指導主任で早急に対応している。

さらに、日常の生活の中で生徒からの情報、生活ノート、親からの情報、生徒の様子、職員間の連絡等で現状を把握し、早急の指導ができるようにあつたっている。

4. その他

平成28年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立安房東中学校
担当者 _____

1. 自校のいじめ対策の組織について

- ①名称 校内いじめ防止対策委員会
- ②構成メンバー 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当
各学年職員1名・養護教諭・スクールカウンセラー
- ③会議の開催 毎月1回及び随時（いじめや、いじめの疑いがあった場合）
 - ・いじめ防止基本方針及び、それに基づく取り組みや計画の作成
運営とそれらの検証・修正及び基本方針の見直し
 - ・いじめや、いじめの疑いの相談・通報の窓口（全職員）
 - ・いじめや、いじめの疑いに関する情報収集と記録。
それに関わる生徒の現状と情報の共有化や指導の方針・共通指導事項の共通理解

2. 自校のいじめ対策について

<いじめの未然防止について>

(1) 生徒保護者への啓発活動

- ①掲示物・学校便り・学年便り等による情報の発信を行う。
- ②新入生保護者を対象としたとした携帯の安全な使い方についての指導を入学時に行う。
- ③情報モラル向上のため、生徒対象の情報教育を総合的な学習の時間に位置づける。

(2) 豊かな心を育む取り組みについて

①道徳教育・体験活動の充実

- ・道徳教育推進教師の計画のもと、道徳授業の完全実施と相互参観による授業の充実をめざす。
- ・異学年交流の場として体育祭・シスター合唱等を行い、全校レベルでの相互理解を深める。
- ・福祉体験活動やキャリア教育の充実、ボランティア活動の充実を図る。

②生徒同士の関わりを大切にし、互いに成長していく学校づくりを進める。

- ・行事・授業・部活動において、生徒の活動や努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育むことができるようにする。
- ・小中連携での「あいさつ・反応・清掃」の充実を図り、お互いを大切にできる言語環境を整える。
- ・「あいさつ運動」「いじめ撲滅宣言」等生徒会での自発的な取り組みを推進する。

③全学年で「豊かな人間関係づくりプログラム」を実施し、人間関係スキルの育成を図る。

④鴨川市との連携による各種施策を積極的に活用する。

- ・館山市人権擁護委員協議会鴨川支部と連携し、人権教室を毎年開催すると共に人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加をする。

(3) 授業における取り組みについて

- ・生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開を大切にし、自己有用感を高める。
- ・グループ学習を積極的に取り入れ、コミュニケーション能力の向上を図る。
- ・セルフチェックシートによる授業の自己評価を実施する。
- ・週指導記録簿における教職員の実質的有効活用と、管理職の指導の充実を図る。

(4) いじめ防止に向けた環境づくりについて

- ①教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係作りに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ②行事や部活動等で過度の競争意識、勝利至上主義がストレスを高め、いじめを誘発しないよう目的や目標を大切に活動を行う。
- ③教職員の不適切な言動がいじめを助長することについて、教職員の理解を深める。
- ④小学校との連携により、引き継ぎ連絡等を綿密に行い、人間関係のトラブル改善を図る。
- ⑤年2回開催の廃品回収や、地域へ配布のPTA広報等を通し、地域で子どもを見守る環境づくりを推進する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめについて

- ①職員の理解を深め、迅速にいじめ問題の情報をキャッチできるよう意識を高める。
- ②家庭での約束づくりについての重要性を説明し、協力を求める。
- ③情報教育のより一層の充実を図る。
- ④千葉県「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」等からの情報を得るなど、早期発見・早期対応に努める。

<いじめの早期発見と相談・通報について>

(1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施

- ①全校生徒を対象に教育相談を行う期間を設け、実施する。
 - ・年間3回（6月、11月、2月）の教育相談期間を設け、生徒の訴えや、変化を捉えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
 - ・全校生徒が年に1回はスクールカウンセラーとの面談ができるよう調整する。
 - ・毎日の記録ノートから得た情報の活用や、日常的な観察で気になった生徒との面談や、保護者面談等を実施し、いじめの早期発見・相談に努める。
- ②授業時間・休み時間・放課後等の観察
 - ・可能な限り、休み時間や放課後の生徒の様子を観察する。
 - ・「おかしい」「もしかしたら」「このままだと」と思った場合は、すぐに「校内いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- ③いじめに関する窓口の常設
 - ・「校内いじめ防止対策委員会」に身近な職員を窓口として、相談活動の推進を図る。
 - ・全教職員自身が、いじめに関する窓口であるという自覚を持つとともに、生徒・保護者へ全教職員が窓口であることを周知する。
- ④いじめの早期発見と対応に関する研修の実施
 - ・いじめ防止対策や、対応に関わる研修を校内研修に位置づけ、計画的に実施する。
 - ・事例検討会を実施し、防止対策や対応に関わる研修を行う。

3. いじめ問題における自校の現状について

- ・11月現在、いじめの認知件数は1件。SNSを利用したラインのグループ内で1年生同士が特定の生徒の定期テストの点数と悪口を書き込んだ。
保護者からの連絡によるもので、保護者立ち会いの下、事実確認と指導を行った。
継続観察ではその後のトラブルはない。
- ・いじめとまではいかないものでも、仲間関係によるトラブルは事実を確認後早期に対応している。

4. その他



別添3 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

いじめ防止対策推進法

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 いじめ防止基本方針等(第十一条—第十四条)
- 第三章 基本的施策(第十五条—第二十一条)
- 第四章 いじめの防止等に関する措置(第二十二条—第二十七条)
- 第五章 重大事態への対処(第二十八条—第三十三条)
- 第六章 雑則(第三十四条・第三十五条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚園を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応

じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同

じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その

他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り

方についての検討を行うものとする。

理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。